



千葉労働組合

02 9 14 No. 3656

36協定で2回目の交渉

九月七日、九月末をもつて有効期間が切れる「三六協定」に関する二回目の団体交渉が行なわれた。当局は、この交渉のなかで、① 有効期間を次回に限り六ヵ月(十月一日～三月末)とすること、② 時間外労働の限度の若干の引下げ(別表参照)、について提案してきた。

「時間外労働の安定的確保」は労基法の精神に反するものだ

有効期間に関する団交での回答は、概略次のとおりである。

総 一年でなければ締結しないといふこの間の当局の対応は極めて不当なものだ。その根拠はどういうことか。

当 時間外労働を安定的に確保したいということだ。

総 時間外労働はあくまでも臨時的なもので、所定労働時間内で業務が正常にまわるようないい要員配置を行なうことを中心に行なえなければ、労基法の精神に反するのではないか。

「連合」は「最大三ヶ月」を主張

三六協定については、「連合」ですら、①時間外労働年間一五〇時間以内達成に向けた削減計画の策定、②恒常的時間外労働を前提とした人員配置の改善、

③三六協定の厳格な締結に向けた見直し、の指針を掲げ、「締結期間は最大三ヶ月とする」

しかしこの新たな提案は、有効期間については「今回六ヶ月としたのは、切り替え時期を年度に合わせたいからで、来年四月以降は、また一年間としたい」とするものであり、また、時間外労働をさせることのできる限度についても、労働省の指導に合わせただけに過ぎない。

休勤なし」は年休もとれないよつた職員状況をうち破る

現在職場では、休日出勤をしてくる者がいなければ、年休もとれない、という要員状況が続いている。それに加え、動乗勤をはじめとした、勤務制度の抜本的な改悪による、耐えがたい労働強化が次々とのしかかり、まとまな団体交渉も行なわれない状態のなかで、当局のさじ加減ひとつで、どんどん要員削減が行なわれている。もうこれ以上は理化・要員削減を許すことはできない。このような現状を打破するためにも、時間外労働に対する厳格な規制は重要な

課題である。

12・3ダイヤ改概要提案 —車掌の要員合理化を許すた

九月七日、JR千葉支社は、「空港第二駅ビル」開業に伴う

十二・三ダイヤ改の概要について提案を行なってきた。内容は、

(1) 空港快速の空港駅発時間を極力、毎時0分に統一する。

(2) さざなみ1号の五井駅停車を定期化する。

(3) その他ダイヤの改善の実施。

主張せざるえない状況におかれているということだ。これを見れば、JRの対応がいかに不当なものであるのかは、一目瞭然である。

車の七〇キロ圏外の一時乗務化

車の七〇キロ圏外の一時乗務化

というのもものである。

また、組合側からは、申二五号交渉において、「次期ダイヤ改正において改善を検討する」と回答した項目について、「何

がどう検討され、どの部分を改善するつもりでいるのか」、考え方を質したが、言を左右し、あるいは黙り込んでしまい、全く回答は行なわれなかつた。

労働条件については、二十日頃に提案される予定である。

| | 組合案 | 現行 | 9・7当局提案 |
|----------------|-----------------------------|-----------------------------|---|
| 有効期間 | 最大3ヶ月 | 1年間 | 時間に限り6ヶ月 ただし4月1日以後は、また1年間 |
| 時間外労働の限度 | 1ヶ月 1ヶ年 30時間 270時間 | 1ヶ月 1ヶ年 50時間 450時間 | 1ヶ月 6ヶ月 45時間 210時間 1ヶ年 360時間 |
| 時間外労働における本人の意思 | 本人の意思を尊重しなければならない | | |